

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年5月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600302号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700005号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成22年12月29日の標準賞与額を15万6,000円、平成23年12月29日の標準賞与額を16万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月29日及び平成23年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月29日及び平成23年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月29日
② 平成23年12月29日

A事業所から請求期間①及び②に賞与が支給されていたのに年金記録が確認できない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された貯金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①において、A事業所から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、当該事業所において、同時期に厚生年金保険の被保険者であった同僚一人の年金事務所が保管する賃金台帳の写し及び複数の同僚から提出された給与支給明細書の写しにより、当該複数の同僚は、請求期間①において、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間①において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、年金事務所が保管する同僚一人の賃金台帳及び複数の同僚から提出された給与明細書の記載内容並びに上記貯金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、15万6,000円とすることが必要である。

2 請求者から提出された給与支給明細書の写し及び貯金通帳の写しにより、請求者は、請求期間②において、当該事業所から18万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記請求者から提出された給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、16万1,000円とすることが必要である。

3 事業主が請求者に係る請求期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管しておらず、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1600288 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1700003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 11 月 2 日から昭和 46 年 5 月 1 日まで

請求期間当時、A 事業所において、B 業務に従事していた。当時の給与月額は、入社当初は 18 万円、その後に昇給し、退職時には 20 万円であったと記憶しているが、年金記録によると、請求期間の標準報酬月額は、昭和 43 年 11 月から昭和 44 年 9 月までは 3 万円、昭和 44 年 10 月から昭和 45 年 5 月までは 3 万 3,000 円、昭和 45 年 6 月から昭和 46 年 4 月までは 4 万 5,000 円と記録されている。

請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所は、オンライン記録によると、平成 15 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成 18 年 12 月 * 日に破産終結している上、請求期間当時の事業主は、既に死亡していることから、請求期間当時の役員のうち所在が確認できた一人及び破産時の事業主に照会し、兩人から回答を得たものの、いずれも「当時の資料が無いので、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答している。

また、請求者は、「A 事業所には、妻と一緒に勤務していた。当時、妻の給与が 16 万円、私は 18 万円だった記憶がある。」と主張しているところ、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、請求者の妻は、当該事業所において昭和 43 年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和 46 年 4 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、請求者の妻の標準報酬月額は、昭和 43 年 11 月から昭和 45 年 5 月までは 1 万 8,000 円、昭和 45 年 6 月から昭和 46 年 3 月までは 2 万 2,000 円と記録されている上、請求者の妻は、請求期間当時の給与支給額を記憶していない。

さらに、オンライン記録及び当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 13 人（請求者の妻及び当時の役員を除く。）に照会し、6 人から回答を得たところ、このうち、当時の給与支給額を記憶している 3 人は、いずれも給与支給額に見合った標準報酬月額が記録されている旨の回答をしている。

なお、請求期間当時の厚生年金保険被保険者に係る最高等級の標準報酬月額は、昭和 43 年

11月から昭和44年10月までは6万円、昭和44年11月から昭和46年4月までは10万円であり、また、労働省（当時）が行った賃金構造基本統計調査によると、四年制大学の新規学卒者（男性）に係る初任給の平均額は、昭和43年が3万600円、昭和44年が3万4,100円、昭和45年が3万9,900円、昭和46年が4万6,400円となっており、請求者が主張する当時の給与月額（入社当初は18万円、退職時は20万円）は、当時の給与水準と比べて著しく高額である上、請求者の主張を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、請求者の当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額は一致している上、当該被保険者原票において、標準報酬月額の記録が訂正された形跡はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600277号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年7月
② 平成23年12月

A事業所から請求期間①及び②に賞与が支給されていたのに年金記録が確認できない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所は、請求者の請求期間①及び②(以下「両請求期間」という。)に係る賃金台帳等の資料を保管していない上、請求者も両請求期間に係る給与支給明細書を保管していないことから、請求者の両請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、事業主及び複数の同僚は、両請求期間の賞与がC銀行の振込であったと回答しているところ、同行から提出された請求者に係る調書により、両請求期間において、賞与の振込がないことが確認できる。

さらに、D市から提出された請求者の平成22年分及び平成23年分の所得証明書、年金事務所が保管する同僚の賃金台帳及び複数の同僚から提出された給与支給明細書を検証したものの、両請求期間において請求者に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたとは推認することができない。

このほか、請求者の両請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。